

仕 様 書

1 件 名

令和8年度 東京観光産業ワンストップ支援センターPR 業務委託

2 履行期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

3 履行場所

公益財団法人東京観光財団（以下「財団」という。）の指定する場所

4 目 的

財団では、都内の観光関連事業者向けの経営相談に対し、ワンストップで対応する総合相談窓口「東京観光産業ワンストップ支援センター」（以下「センター」という。）を開設し、観光関連事業者向けの支援メニューを一元的に紹介するウェブサイト（以下「公式ウェブサイト」という。）を運営している。

本事業は、都内の観光関連事業者に対して、様々な広報活動を通じ、東京都及び財団の支援メニューや公式ウェブサイトを積極的にPRし認知度の向上を図ることで、さらなる利用促進につなげていくことを目的として実施する。

【公式ウェブサイト】

<https://www.tokyotourism-onestop.jp/>

5 実施体制

（1）実施体制

ア 受託者は、本事業の開始にあたって、本事業における実施体制を明確化し、パートナー会社を含めた体制管理方法及びリスク管理方法を財団に報告すること。

イ 受託者は、観光関連事業者のニーズを的確に捉え、本PR業務に反映するため、当プロジェクトチーム内に、観光業界や経営支援に関する業務の実績をもつスタッフの配置を行うこと。

（2）スケジュール管理

受託者は、本事業の開始にあたって、本事業の履行に係るスケジュール等を明らかにした事業計画書を財団に提出すること。

受託者は、財団との連絡を密にするとともに、業務について適宜進捗状況を報告し、業務の円滑な遂行に留意し進行管理を行うこと。

6 委託内容

(1) 事例紹介作成（支援メニューの活用促進）

現在、公式ウェブサイトには、都内観光事業者が東京都及び財団の補助金などの支援メニューを活用した事例を「事例紹介」として公開し、都内観光事業者の支援メニューの活用促進につなげることを目的としている。新たな事例紹介を作成すること。なお作成にあたっては、以下の点に留意すること。

ア．掲載記事の制作について

(ア)制作言語は日本語とする。

(イ)選定事例は財団が指定する。(新規 15 本程度)

(ウ)記事は原則順次アップすることとし、年間スケジュールを財団に提出すること。

(エ)選定事例の観光関連事業者に対して、取材依頼文を作成し取材依頼を行うこと。

(オ)インタビュアー及びライターは5年以上の経験を有するとともに観光関連事業に精通し、観光業界や企業経営などの専門用語等を用いた取材にも支障なく対応できる者とする。観光素材として魅力的な写真や動画を撮影することとし、カメラマンは5年以上の経験を有するとともに観光素材として魅力的な写真と動画を撮影することが可能なものとする。また短期間での記事作成や非常時等にも迅速に対応できるよう、最低2名以上のライターや編集者を配するなどバックアップ体制を整えること。

(カ)取材は原則現地で実施し、必ず本事業の背景や目的を適切に理解した者が同行すること。特に、取材対象者へは趣旨や目的、掲載時の取扱い等を詳細に説明し、十分な理解を得た上でインタビューを行うこと。また、現地では取組内容等を目視で確認するとともに、記事掲載に必要な現場写真と動画を収めること。取材に係る交通費などの一切の経費は委託費に含めること（島しょ地域は3本程度の作成を想定している。小笠原諸島案件の取材はオンラインにて実施予定。）。

(キ)取材対象は原則、当該取組のキーパーソンとし、活用した補助金などの支援メニュー、取組み内容や、取組に至った経緯、効果・成果などに着目しインタビューを行うこと。

(ク)記事には、取材で得た情報を簡潔にまとめ、閲覧者が理解しやすい文章、表現となるように留意すること。また、適宜印象的なサブタイトルを付けるなど、読み手に内容が伝わりやすく魅力的な記事にすること。

イ．記事の納品について

(ア)納品までのスケジュールを事前に財団へ提出すること。

(イ)校正にあたっては複数の担当者を配置し、2回以上財団に確認原稿を提出すること。

(ウ)公式サイトへのアップ作業は、財団側で実施する。CMSでの作業となるため、納品後に原稿を加工しやすいように、Microsoft Word等のデータにて納品すること。

(エ)各原稿は同じ文体で統一し、分量も一定にすること。(2,000~3,000文字程度を想定)

(オ)写真は掲載用の写真を10枚程度選定し、その中からメイン写真を選定すること。なお、写真は、原則、横向きの写真とし、横1,100px以上で、縦横比3:4で納品すること。縦向きの写真の場合には、WEBサイト掲載の表示形式に合わせ、必要に応じて、横向きのサイズ、比率等に合わせて加工して納品すること。

(2) 公式ウェブサイトの認知度向上事業（広報・広告）

観光関連事業者に対し、東京都及び財団の支援策を普及することを目的に、公式ウェブサイトの認知度を高めるための取組を以下のとおり実施すること。（ただし、検索エンジン等の広告枠によるウェブ広告は除く。）

ア. 取組について

(ア) センターの利用者の特性に応じて訴求力の高い広告・広報媒体（業界紙等）を選定し、センターの事業内容及び支援メニューなどが簡潔に伝わるような紹介を行うとともに、公式サイトへの誘導を容易にすること。

(イ) 6(2)(ア)以外に、受託者のネットワークを活用し、公式ウェブサイトの認知度を高めるための取組を実施すること。その際は、以下に留意すること。（以下は一例であり、取組はこれに限らない。）

a ノベルティを制作する場合は、二次元コード等を掲載し公式サイトへの誘導を容易にすること。

b 都内の観光関連事業者、金融機関及び支援機関等へメールやDMなどにより情報発信する場合は、センターの事業内容及び支援メニューなどが簡潔に伝わるような紹介を行うとともに、公式サイトへの誘導を容易にすること。

(ウ) 対象は都内の観光関連事業者とし、言語は日本語で実施する。

(エ) 本事業の開始時に年間計画を提出し、各取組の遂行にあたり、進行管理を行うこと。

(オ) クリエイティブ制作にあたっては、公式ウェブサイト上のコンテンツ（事例紹介、動画など）の2次利用を可能とし、それらを利用する場合、媒体等に合わせた形式変換等にかかる費用も本委託の費用内に含めるものとする。その他、写真やグラフィックを利用する場合、その手配については受託者が行い、著作権料使用料等についても受託者が負担すること。また、各媒体において効果が大きいクリエイティブフォーマット（動画など）で作成し、配信成果を高めること。

(カ) 取材先で撮影した素材を使用する場合は、観光関連事業者への協力依頼書を作成し、依頼を行うこと。また、クリエイティブ制作者も含めて関係者全員が依頼状況を把握できる体制を整えること。

(キ) 校正にあたっては複数の担当者を配置し、2回以上財団に確認原稿を提出すること。

イ. 効果測定及び検証分析の実施

6(2)ア(ア)(イ)の取組に対し、具体的な効果測定方法や目標を設定し、定期的に効果測定を行い、報告を行うこと。効果測定の結果に基づき検証分析を行い、効果を高めるにあたり、より効果的な手法・頻度等の柔軟な見直しや追加措置、効果を最適化するための対応を行うこと。なお、広告配信期間中は原則として隔週以上の頻度でレポートを作成し、日々の数値動向を把握できる形式で提出すること。

7 納品物

以下を納品すること。データについては、全ファイルにウイルスチェックを実施の上、電子媒体に保存し、財団へ納品すること。

(1) 事業実施報告

履行期限までに、以下の仕様にて事業全体の内容（各施策の実施状況、考察、次年度以降への提言など）をまとめた事業完了報告書を作成し提出すること。

- ・仕様：A4 版縦、横書きカラー、Microsoft Word 又は Microsoft PowerPoint。
- ・提出部数：3 部

(2) 成果物

- ア マスターデータ
- イ 編集可能なローデータ
- ウ その他、提案事項による成果物

8 支払方法

受託者への支払は、委託完了届等による財団担当者の検査終了後、受託者からの支払請求書に基づき30日以内に委託料を一括で支払うものとする。

9 第三者委託の禁止

本委託事業は、原則として第三者に委託させてはならない。ただし、書面により申し出、財団の承認を得た事項については、この限りではない。

10 著作権等の取扱い

この契約により作成される納入物の著作権等の取扱いは、「電子情報処理業務に係る標準特記仕様書」*1 第 14 に定めるところによる。

*1 https://www.tcvb.or.jp/jp/denshijoho_tokkishiyosho_20260130.docx

11 委託事項・関係法令の遵守

本委託契約の履行に当たっては、関係法令、条例及び規則等を十分に遵守すること。

12 秘密の保持

受託者は、9 により財団が承認した場合を除き、委託業務の内容を第三者に漏らしてはならない。この契約終了後も同様とする。

9 により財団が承認した再委託先についても、同様の秘密保持に関する責務を課し、受託者が全責任を負って管理するものとする。

13 個人情報の保護等

- (1) 「東京観光財団個人情報取扱要領」*2 を踏まえ、「個人情報に関する特記仕様書」*3 に定められた事項を遵守すること。また、本委託業務の遂行にあたり 9 により財団に承諾を得て一部業務を再委託させる事業者においても、当該事業者が本委託業務における個人情報を扱う場合は、「個人情報に関する特記仕様書」を遵守させること。

* 2 https://www.tcvb.or.jp/jp/kojinjoho_yoryo_20250401.pdf

* 3 https://www.tcvb.or.jp/jp/kojinjoho_tokkishiyosho_20260130.docx

本業務委託で取扱う個人情報には以下を想定している。

ア 本事業を通じて得た観光関連事業者の連絡先・メールアドレス・担当者名など

イ 他の情報と容易に照会でき、個人を識別可能な情報（IP アドレスなど）も同システムに格納されている場合においては、同様に個人情報とみなす。

- (2) 「公益財団法人東京観光財団 サイバーセキュリティ基本方針」* 4 及び「公益財団法人東京観光財団 サイバーセキュリティ対策基準」の趣旨を踏まえ、「電子情報処理業務に係る標準特記仕様書」* 1 に定められた事項を遵守すること。

* 4 https://www.tcvb.or.jp/jp/security_houshin.pdf

また、9 により財団に承諾を得て一部業務を再委託させる事業者においても同様に遵守させること。再委託させる事業者は以下のいずれかを取得している事業者（あるいは今後取得予定である事業者）であることが望ましい。

ア 一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）が運用する ISMS 適合性評価制度における ISO/IEC27001 と同程度の認証

イ 一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）の認定するプライバシーマークと同程度の認証

- (3) 電子情報処理業務を行うに当たり、以下の取扱いに留意すること。

ア 当財団職員を含め、本委託業務の遂行にあたる関係者の氏名/メールアドレス など

イ 他の情報と容易に照会でき、個人を識別可能な情報（IP アドレスや cookie など）もアと同システムに格納されている場合においては、同様に留意すること。

14 その他

- (1) 財団は必要に応じて本契約に係る情報（受託者名・契約種別・契約件名及び契約金額等）を公開することがあるが、受託者はこれを了承するものとする。
- (2) 本仕様書に記載のない事項及び疑義がある場合は、財団と事前に協議すること。
- (3) 本仕様書に定める委託内容の最終的な履行にあたっては、財団と協議のもと進めること。
- (4) その他条件が変更となる場合は、都度両者協議の上、変更する。
- (5) 天変地異や政治状況の劇的な変化等により、本事業を中止する場合がある。その場合は契約書第 17 条に則り履行完了部分に対して代金を支払うものとし、手配事項のうちキャンセルポリシーが定められているものについては 別途そのポリシーに従い代金を支払う。
- (6) 本委託契約は、令和 8 年度東京都予算が東京都議会において委託契約前に可決・成立し、令和 8 年度財団収支予算が令和 8 年 3 月 31 日までに財団評議員会で承認された場合において、令和 8 年 4 月 1 日に確定するものとする。

＜連絡先＞ 公益財団法人東京観光財団 観光産業振興部 観光産業振興課
03-5579-8873
(担当：松岡、金井)